ご加入の皆さま

ZURICH

傷害保険改定

に関する大切なお知らせ

当社保険プランにご加入いただき、心より御礼申しあげます。

このたび傷害保険につきまして、保険料率および約款の改定をさせていただくことになりました。

ご加入の皆さまにおかれましては、ご一読いただき、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

チューリッヒ保険会社

1 保険料が変わります。（保険料率改定について）

令和2年12月1日以降に到来するお客さまの契約更新日から適用させていただきます。

●保険料変更の背景

「賠償責任保険金の支払件数の増加」や、「一事故あたりの賠償責任額の高額化」により、当社にて保険料率（注1）の見直しを行ったため、対象商品の保険料を改定させていただきます。

（注1）保険料率
損害保険の保険料率は、「純保険料率」と「付加保険料率」で構成されています。
a）純保険料率：事故が発生したときに保険会社が支払う保険金についての保険料率です。
b）付加保険料率：保険会社が保険事業を営むために必要な経費等についての保険料率です。

2 ご契約の約款の内容が一部変わります。（約款の改定について）

●主な改定の内容

対象保険種類	・シニア傷害保険
対象特約	・個人賠償責任危険補償特約

改定項目	改定内容
被保険者範囲の拡大 （生計同一要件を撤廃） 未成年者または責任無能力者が被保険者の場合、親権者・法定監督義務者等を被保険者として追加	この特約における被保険者は、本人のほか、次に掲げる者をいいます。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者の同居の親族 ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ④ 本人が責任無能力者である場合は、本人の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注1）。 ただし、本人に関する事故に限ります。 ⑤ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。 ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 （注1）本人の親族に限ります。　（注2）責任無能力者の親族に限ります。 本人またはその配偶者との続柄は、保険事故発生時におけるものをいいます。

■被保険者範囲のイメージ

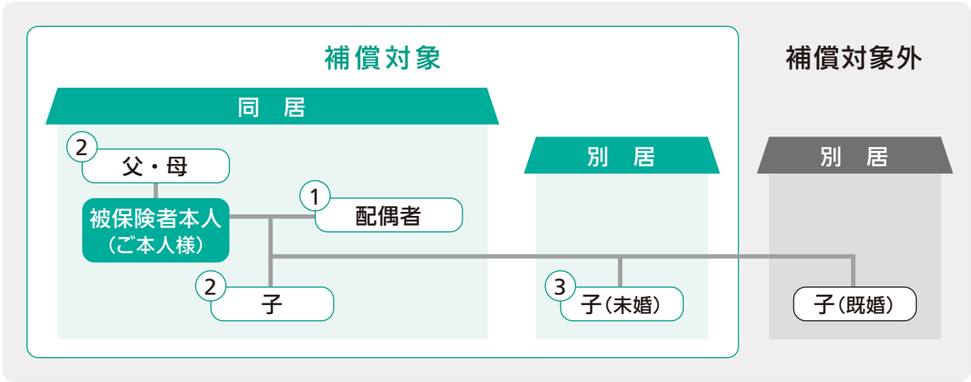

上記以外の改定内容につきましては、
右のURLより
ご確認をいただきますよう
お願い申しあげます。

https://www.zurich.co.jp/zwa/rb/